

高圧ガス保安法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令案 参照条文

○高圧ガス保安法等の一部を改正する法律（令和四年六月二十二日法律第七十四号）（抄）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 （略）

二 第三条中ガス事業法第五十六条の次に一条を加える改正規定及び同法第一百七十七条第一項第四号の改正規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

三・四 （略）